

令和5年度予算編成方針について

苫前町長 福士 敦 朗

I. 経済情勢と国の予算編成の動向について

国の「月例経済報告(令和4年8月)」では、「景気は、緩やかに持ち直している。」としているものの、「先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある。」と指摘している。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(骨太の方針)においては、我が国を取り巻く環境において、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題などや、国内における構造的課題として輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、災害の頻発化・激甚化など、国内外の難局が同時に、複合的に押し寄せているとしている。

そして、こうした社会課題の解決と経済成長を同時に実現しながら、強靱で持続可能な経済社会の構造に変革する「新しい資本主義」の起動に向けた重点投資分野として、「人への投資と分配」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップ(新規創業)への投資」、「GX(グリーントランスフォーメーション)への投資」、「DX(デジタルトランスフォーメーション)への投資」を位置付け、経済・財政一体改革を着実に推進することとしている。

令和5年度においては、これら国の施策の動向に注視し、情報収集に努め、適切に対応していく必要がある。

II. 本町の財政状況と今後の見通し

本町の令和3年度一般会計決算では、実質収支額が1億5,006万円の黒字決算となった。

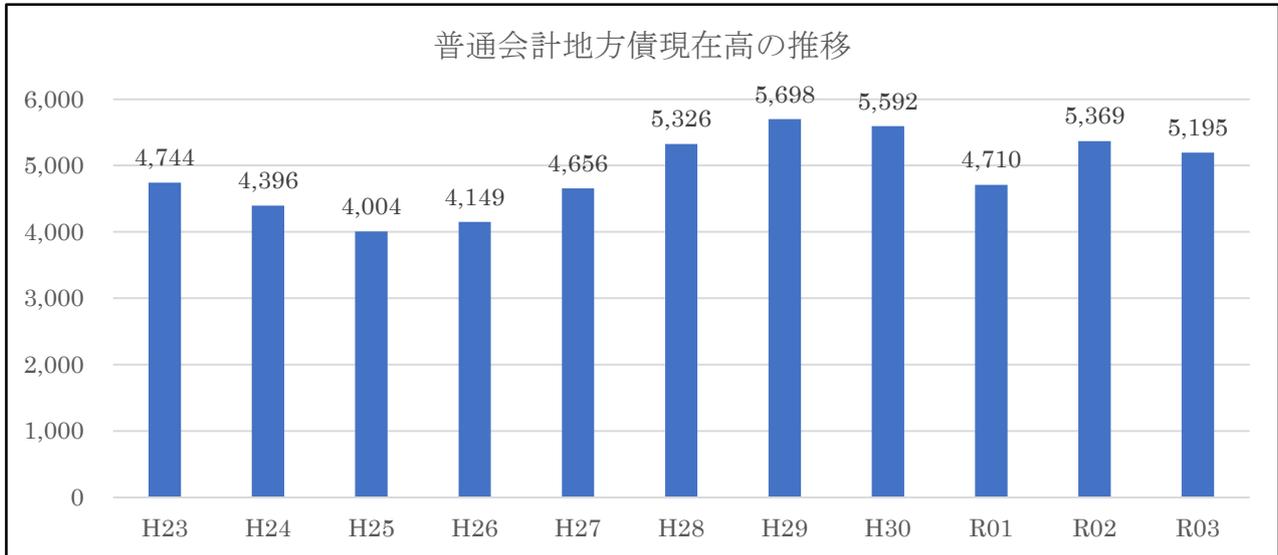
歳入では、自主財源である町税が2.5%の減収で、3億3,388万円となったが本町の歳入総額の約5割を占める地方交付税が2億3,335万円の増収となり、9.8%増となったことから、経常的経費に係る一般財源等額についても17.2%の増となった。

歳出では、地方債の借入れに伴う償還金に当たる公債費が0.4%の増、人件費については、歳出総額に占める割合が3.6%の増となったが、苫前町役場庁舎耐震改修工事や苫前地区コミュニティセンター建設工事の終了により投資的経費は20.0%の減となっている。

近年の大型事業の実施に伴い、普通会計における地方債現在高(図1参照)及

び地方債償還額は、令和元年度の繰上償還により減少したが、令和4年度においても新日本海地域交流センター大規模改修等による借入を予定していることから今後の推移としては、当面、高い水準が続くものと見込まれており、計画的な事業の実施と、新規発行地方債の抑制に努める必要がある。

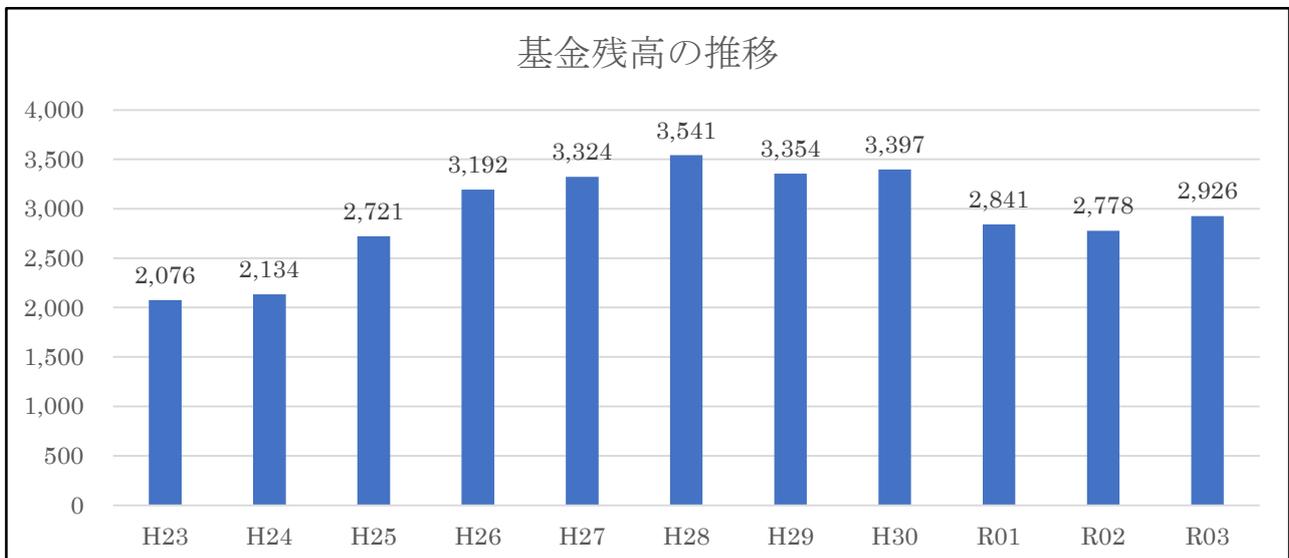
【 図 1 】



令和3年度末（3月31日現在）における基金残高（図2参照）については、財政調整基金ほか9基金の総計として29億2,666万円を保有している。

しかしながら、令和4年度一般会計において、財源不足に伴う財政調整基金からの繰入金を2億9,207万円、公共施設等整備基金からの繰入金を6,286万円を編成段階で計上している状況にあり、今後も財源不足による基金の取り崩しが予想されるため、より一層、計画的な財政運営を進めていかなければならない。

【 図 2 】

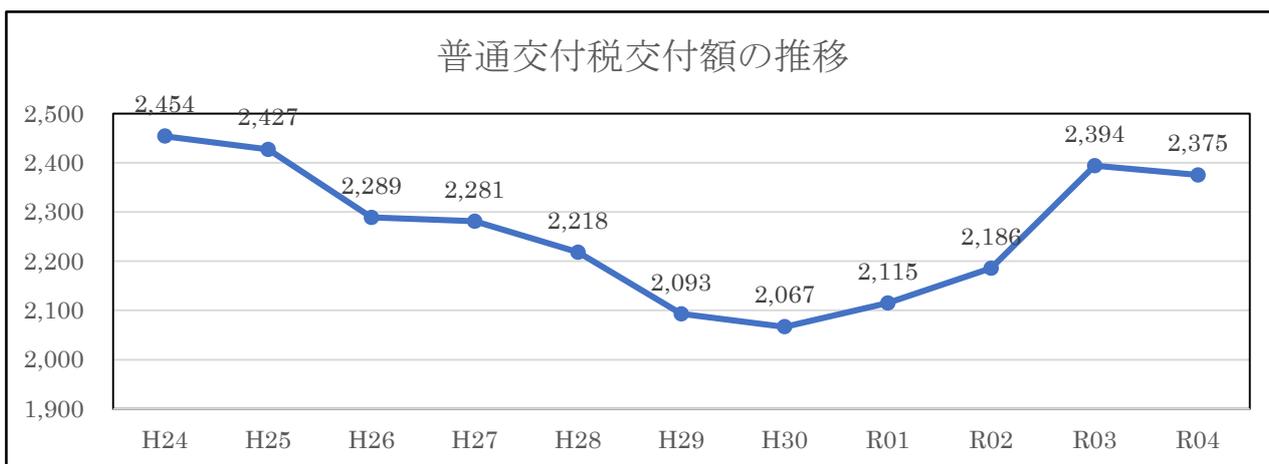


歳入の見込みについて、自主財源である町税は、一次産業従事者の所得向上により、近年、増収を続けているところであるが、償却資産の減価償却等により固定資産税が昨年度より減収となっている。

一方、地方交付税は令和3年度決算歳入全体の54.2%を占め、依然として大きく依存する形となっている。

令和4年度の普通交付税交付額（図3参照）については、令和3年度と比較して約1,883万円の減額となり、更なる減少が見込まれることから、今後の本町財政に大きな影響を及ぼすため注視する必要がある。

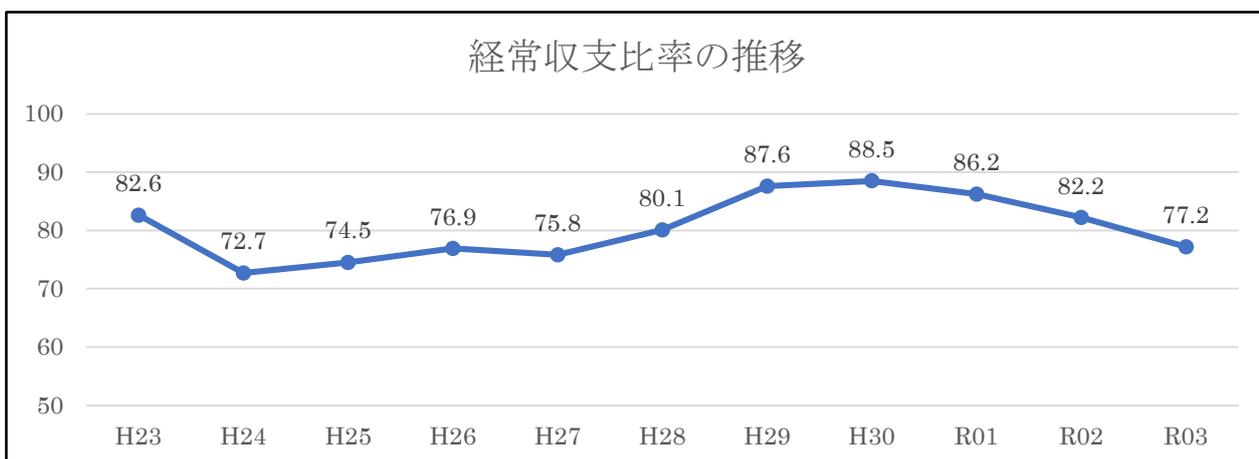
【 図 3 】



財政健全化の判断指標となる実質公債費比率については、令和元年～3年度の3ヶ年平均値で8.6%と、前年度と比較して1.1ポイント下降し、単年度の比率についても7.9%と比率となった。今後の推計においては10%前後で比率が推移していくものと予測される。

また、経常収支比率（図4参照）については、前年度より5.0ポイント下降し、令和3年度決算では77.2%となり適正範囲とはいえ、投資的事業の実施による地方債償還金の増加や、地方交付税の交付動向によっては、指数・比率を大きく左右することから、特に留意・注視する必要がある。

【 図 4 】



歳出については、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費が、令和3年度決算で15億7,596万円と、前年度14億7,653万円より6.7%の増となり、全体の33.9%で前年度比9.6ポイント増となっている。

今後についても、社会保障費の増加、継続的な大規模工事・既存施設の長寿命化による投資的経費の増加等が見込まれており、一般財源負担の増加が避けられない状況にある。

また、消耗品・備品・燃料費等については、物価高騰の影響を受け、要求額が上昇する見込みであることからこれまで以上に特定財源の確保に努めるとともに、各事業の必要性や費用対効果、規模など再点検し、財源に見合うよう経費全体で徹底した節減を図り、将来に向けて健全な財政運営を堅持していかねばならない。

このことから、人口減少や先行きが不透明な地方交付税の現状を踏まえると、将来的な財源不足の懸念が常にあり予断を許さない状況にあるが、「第5次苫前町総合振興計画」及び「苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の取組と、持続可能な地域社会の構築に向けては、引き続き各種施策を推進していく必要もある。

以上のことを前提とし、「歳入に見合った歳出」を念頭に、職員一人ひとりが現在の財政状況を再認識し、必要な行政サービスの水準を確保しながら、前例や既成概念にとらわれない徹底した歳入歳出両面の見直しを進め、効率的で効果的な行財政運営を意識の上、予算編成に当たられたい。

Ⅲ. 予算編成における基本方針

1 一般事項

(1) 令和5年4月に統一地方選挙が予定されていることから、令和5年度当初予算は、経常的な経費や継続的な事業に係る経費などを中心とした「骨格予算」とする。

ただし、政策的経費であっても、年度当初から事務事業を執行しなければ住民生活に影響がある事業などについては骨格予算に計上するものとする。

(2) 経常的経費については、引き続き「枠配分方式」とし、各款(事業)ごとの経常的経費一般財源をベースに(地方財政状況調査に基づく)令和4年度当初予算配分額からゼロシーリングとして配分枠の設定を行っている。

各課等の長は、配分された予算枠(別紙1「令和5年度経常的経費一般財源枠配分表」と、それぞれで歳入を見込む特定財源との合算額を予算要求総額の上限として、その範囲内で歳出予算の積み上げを行うこと。

なお、経常的経費についても査定を行うので、要求額が配分枠を下回った場合であっても予算措置が確約されるものではないことに留意されたい。

(3) 予算の編成にあたっては、地域課題や町民の意見をしっかりと受け止め、各課のみならず横断的な連携により精査を行うこと。

特に、決算に係る監査委員意見などを十分考慮し、最大の行政効果が上がるよう努めること。

(4) 政策的経費については、諸計画に登載されているものを原則とし、より重点化すべき施策・事業を優先しは改めて必要性・効果・実施時期等を徹底的に検討し、見直しを行うこと。

2 歳入に関する事項

(1) 更なる自主財源の確保と、新たな財源確保を図るため、あらゆる歳入の可能性を多角的に調査・研究し、財源確保に積極的に取り組むこと。

(2) 町税は、今後の税制改正や経済情勢の推移を十分勘案するとともに、収納対策の強化により確実な積算を行うこと。

(3) 国・道支出金は、予算編成の動向や制度改正について、関係機関と緊密な連絡を図り、遺漏のないよう的確に予算計上すること。

(4) 財産収入は、財産の現況を的確に把握し、時価に則した適正な価格による積算を行い、積極的な貸付または売却により歳入の確保に努めるとともに、未収金が生ずることのないよう十分留意すること。

(5) 諸収入は、前年度実績や関係機関などの動向を十分把握の上、的確に積算するとともに、助成制度の有効活用など、新たな増収策についても鋭意検討すること。

(6) 町債は、後年度負担の軽減と財政の硬直化を回避するため、真に必要と判断される事業に限定し、地方交付税措置のある有利な起債を選択すること。

3 歳出に関する事項

(1) 人件費は、各種委員報酬など条例に定めのあるものを含め、その実態や必要性などを再検討すること。

なお、総務財政課以外において給与費等を要求する場合は、事前に総務係と協議を行うものとし、協議の整っていないものについては一切認めない。

(2) 旅費は、惰性で漫然と計上することなく用務の必要性を十分検討し、人数・回数などの抑制に努め、必要な経費のみ予算要求すること。

(3) 需用費の以下の費目については、徹底した経費節減に努めること。

① 燃料費は、原油価格の変動を考慮し、別紙2「予算単価表」に基づいて積算することとし、各担当課において節減に最大限努力すること。

② 電気料は、各施設等の電力使用量の実績に基づいた積算とし、一層の節電対策を行うこと。

③ 修繕料は、施設の現状を的確に把握し、老朽の程度を勘案しつつ、真に緊急性の高いものから計画性を持った積算を行うこと。

(4) 委託料は、業務内容の効率化や新規業者の参入を促すなど、経費削減について鋭意検討するとともに、職員自らが能力を発揮すべき業務については可能な限り直営で対応すること。

(5) 備品購入費は、必要性を勘案の上で要求すること。

※『備品』とは、1件1万円以上で3年以上にわたってその効用を発揮するものとする。ただし、図書のうち、貸し出しを目的とするもの、または加除式台本については、1件1万円未満であっても備品として取り扱うこととする。

(6) 団体補助金などは、公益性・公平性、目的の達成度合などを長期的・多角的に検討し、関係団体との協議や関係資料の十分な分析を行い、積極的な「整理・統合・縮小」に努めた上で適切に積算を行うこと。

(7) 会議負担金は、必要最低限のものとし、懇親会的負担金は一切認めない。

(8) 投資的経費は、必要性や事業効果を十分に把握するとともに、維持管理を含めた後年度の財政負担などについても、より慎重に検討を行い、投資の適正化・効率化を図ること。

また、事業費の積算に当たっては、過不足が生じないように適正に見積もり、国・道補助金などの採択についても、遺漏のないよう十分調査・検討を行うこと。

(9) 維持補修費については、平成28年度に策定した「苫前町公共施設等総合管理計画」を基に、緊急性・安全性を考慮し、優先すべき事業を十分に検討した上、予算への反映を行うこと。

(10) 債務負担行為の設定は、後年度の財政負担を伴うものであり財政硬直化の一因ともなるので、施策上、真に必要と認めるものに限り措置すること。

また、長期継続契約で対応可能なものについては、相手方と協議の上、できる限りの対応を行うこと。

4 特別会計に関する事項

特別会計にあっても原則的には一般会計に準ずることとするが、その会計設置の趣旨などを十分に踏まえ、独立採算の原則と財政健全化の観点から、内容を十分に精査し安易に一般会計からの繰入に依存することなく、経営改善に向けた抜本的な見直しと、事業運営の一層の効率化を図り、健全な事業運営に配慮すること。

特に公営企業会計においては、国が経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に的確に取り組むことを推進しており、普及率の向上など積極的な歳入確保に努める必要がある。また、令和6年度からの公営企業会計の法適用化に向け、移行準備を進めているところであることから、各公営企業会計において策定した「経営戦略」を基に、中・長期的な財政見通しを的確に踏まえ、過大若しくは過小な見積とならないよう、全力で取り組むこと。

なお、特別会計については、従来どおりの予算査定方式とする。